

第35号議案

中間市下水道条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市下水道条例の一部を改正する条例

中間市下水道条例（平成10年中間市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、使用者が直接投入型ディスポーザ（生ごみを粉砕して汚水とともに排除する排水設備であつて、粉砕された生ごみを除去する装置を有しないものをいう。以下この項において同じ。）を設置している場合の使用料の額は、同項の合計額に200円を加算した額に100分の110を乗じて得た額（当該乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、使用者が使用月の中途において直接投入型ディスポーザを設置し、又は廃止したときの使用料の加算については、前項の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

中間市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、使用者が直接投入型ディスポーザ(生ごみを粉砕して汚水とともに排除する排水設備であって、粉砕された生ごみを除去する装置を有しないものをいう。以下この項において同じ。)を設置している場合の使用料の額は、同項の合計額に200円を加算した額に100分の110を乗じて得た額(当該乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、使用者が使用月の中途において直接投入型ディスポーザを設置し、又は廃止したときの使用料の加算については、前項の規定を準用する。</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>